

大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年12月25日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第31号

大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程の一部を
改正する規程

第1条 大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（委任） 第30条 <u>この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。</u> 附 則 1－6 （略） （退職手当の基本額に係る特例） 7 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第6条から第10条までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の83.7</u>を乗じて得た額とする。この場合において、第16条中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第7項」とする。 8－12 （略）	（委任） 第30条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。 附 則 1－6 （略） （退職手当の基本額に係る特例） 7 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第6条から第10条までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の87</u>を乗じて得た額とする。この場合において、第16条中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第7項」とする。 8－12 （略）

第2条 大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（勤続期間の計算） 第17条 （略） 2－4 （略） 5 （略） （1）（略） （2）他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体	（勤続期間の計算） 第17条 （略） 2－4 （略） 5 （略） （1）（略） （2）他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体

6 — 10 （略）	6 — 10 （略）
--------------	--------------

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は同年4月1日から施行する。